岡山県小学生バレーボール連盟規約

第１章　名　称

第１条　本連盟は，岡山県小学生バレーボール連盟と称する。

第２章　目　的

第２条　　本連盟は，県内における小学生バレーボールチーム団体を統括し，小学生バレーボールの普及発展を図り，もって小学生の心身の健全な発展に寄与し，その育成に努めることを目的とする。

第３章　事　業

第３条　本連盟は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

（１）バレーボール競技大会の開催

（２）小学生を対象とするバレーボール教室の開催

（３）バレーボールに関する指導者の育成と，指導者講習会・研修会の開催

（４）小学生バレーボールに関する審判員の養成と，審判講習会・研修会の開催

（５）小学生バレーボールに関する競技規則及び施設用具の調査・研究

（６）その他，本連盟の目的を達成する事業

第４章　組　織

第４条　本連盟は，岡山県下各地区の小学生バレーボールチームをもって組織する。

第５章　役　員

第５条　本連盟に次の役員を置く。

会　　長	１　名	副 会 長	若干名
理 事 長	１　名	副理事長	若干名
参　　事	若干名	常任理事	若干名
理　　事	若干名		
監　　事	２　名	会　　計	１　名

２　本連盟に，名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

第６条　役員の選任は，次による。

（１）会長，副会長及び理事長は，選考委員会の推挙により，総会で承認する。

（２）副理事長，参事及び各委員長は，会長，理事長及び選考委員会の推挙により，総会の承認を経て，会長が委嘱する。

（３）理事は，本連盟を組織する各地区及び選考委員会が選出し，会長が委嘱する。

（４） 監事及び会計は，選考委員会の推挙により，総会の承認を経て，会長が委嘱する。
（５）顧問・参与は，選考委員会の推挙により，総会の承認を経て，会長が委嘱する。

（選考委員会）

第７条　各地区より２名ずつ選出された地区委員及び選考委員長の９名により組織する。
２　選考委員会は，役員改選時に組織し，役員改選の原案を作成後理事会に開示し総会の承認をもって解散する。
３　委員長は，委員の互選により決定する。

（役員の職務）

第８条　会長は，本連盟を統括し，連盟を代表する。
２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故ある時はその職務を代行する。
３　理事長は，会務を掌握し理事会・常任理事会の決するところにそって会務を執行する。
４　副理事長は，理事長を補佐し，理事長に事故ある時はその職務を代行する。
５　参事は，理事長を補佐し特命事項の処理を行う。
６　常任理事は，各地区長，副地区長，各専門委員会の長及び副委員長とし次のことを行う。
（１）常務を処理する。
（２）本規約及び総会から付託された事項を常任理事会において協議し理事会に諮る。
７　理事は，理事会の構成員となる。
８　会計は，本連盟の会計収支にたずさわる。
９　監事は，本連盟の会計を監査する。

（役員の任期等）

第９条　役員の任期は，２年間とする。但し，再任を妨げないが，就任時満７５歳未満とする。
ただし，上記年齢を越す役員の任用には，選考委員会の推挙及び常任理事会の承認を条件とする。
２　補欠又は補充により選出された役員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
３　役員は，その任期満了後も，後任者が就任するまでは引き続き職務を行う。

（役員の解任）

第１０条　役員が次の各号に該当するときは，常任理事会の議を経て解任若しくは降格・停職することが出来る。
（１） 本人の都合で辞意を申し出たとき。

（２） 心身の故障のため，職務の執行に耐えられないと認められるとき。
２　役員が次の各号に該当するときは，倫理委員会の議を経て解任若しくは降格・停職することができる。
（１）岡山県小学生バレーボール連盟倫理規定第３項に規定する監督責任に該当するとき。

第６章　会　議

第１１条　会議は，総会・常任理事会・理事会及び各種委員会とする。
２　会議の議決はその構成員の出席及び委任状による過半数の採決により決定する。

（総　会）

第１２条　総会は本連盟の役員及び本連盟登録チーム代表者をもって構成する。
２　総会は，最高の議決機関とする。
３　総会は，構成員の過半数の出席によって成立する。
４　総会は，毎年１回開催する。但し，会長が必要と認めるとき・常任理事会の要求があったとき及び理事の３分の２以上の要求があったとき，会長は臨時に総会を開かなければならない。
５　総会は，会長が招集し，会長が指名する者を議長とする。

（総会の決定事項）

第１３条　総会は，次の各号に関する事項を決議する。
（１） 事業計画及び事業報告
（２） 予算及び決算に関すること
（３） 役員選任に関すること
（４）本連盟規約に関すること
（５）その他重要な事項に関すること

第１４条　常任理事会は，会長・副会長・理事長・副理事長・参事・会計及び常任理事で構成し理事会へ提出すべき事項を審議する。また，緊急を要する事項を協議し執行する。
２　常任理事会は，理事長が招集し，理事長が議長となる。

第１５条　理事会は，会長・副会長・理事長・副理事長・参事・会計・常任理事及び理事をもって構成し，本連盟の基本事項を決議する。
２　理事会は，理事長が招集し，理事長が議長となる。

第１６条　本連盟に，理事をもって組織する専門委員会を設置することができる。第３条の目的を達成するため，総務・競技・審判・指導普及及び別に定める特別委員会の各専門委員会をおく。

第７章　経　理

第１７条　本連盟の経費は，次のものをもってあてる。

（1）　登　録　料　　（2）　補　助　金　　（3）　寄　付　金

（4）　大会参加料　　（5）　そ　の　他

第１８条　本連盟の会計年度は，毎年３月１日に始まり，２月末日に終わる。

第１９条　本連盟の予算は，総会で決定し，決算は監事の監査を経て総会の承認を得ることとする。

第８章　雑　則

第２０条　本連盟の規約改正は，総会の承認を得てこれを行う。

第２１条　本連盟の事務局は，理事長が指定する処に置く。

第２２条　本連盟の規約は，昭和５７年４月１１日より施行する。

付　　則

規約改正　　昭和６３年　３月　３日　一部改正
平成　７年　３月２６日　一部改正
平成１１年　３月２１日　一部改正
平成１７年　３月２０日　一部改正
平成２１年　３月２９日　一部改正
平成２２年　３月２８日　一部改正
平成２４年　３月２５日　一部改正
平成２６年　３月２５日　一部改正
平成２７年　３月２７日　一部改正
平成３１年　３月３１日　一部改正
令和　５年　３月２６日　一部改正